

様式1（行政手続法適用：個票番号501）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	社会福祉法人に対する助成	
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	
根 拠 条 項	第58条第1項	
根 拠 条 文	国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定により、厚岸町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和54年厚岸町条例第42号）第3条の規定による助成申請があった場合</p> <p>上記根拠条文の規定による申請の理由、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表を審査し、予算の範囲内において助成を行う。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名： 保健福祉課社会福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課社会福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号502）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月12日作成

処 分 名	児童手当の受給資格・手当額の認定	
根 拠 法 令 名	児童手当法（昭和46年法律第73号）	
根 拠 条 項	第7条第1項	
根 拠 条 文	<p>児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>児童手当（昭和46年法律第73号）法第7条第1項の規定により、児童手当法施行規則（昭和46年省令第33号）第1条第4項の規定による認定請求書による申請があった場合</p> <p>上記規則に定める申請書による申請と児童手当法施行規則（昭和46年省令第33号）第1条の4第2項に定める添付書類により受給資格を確認し、認定する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	5日（機関名：町民課窓口サービス係）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	25日（機関名：保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号503）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月12日作成

処 分 名	児童手当の額の認定	
根 拠 法 令 名	児童手当法（昭和46年法律第73号）	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）第9条の規定により、児童手当法施行規則（昭和46年省令第33号）第2条の規定による額改定請求書による申請があった場合</p> <p>上記規則に定める申請書による申請と児童手当法施行規則（昭和46年省令第33号）第2条第2項に定める添付書類により受給資格を確認し、認定する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	5日（機関名：町民課窓口サービス係）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	25日（機関名：保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号504）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	養育医療の給付	
根 拠 法 令 名	母子保健法（昭和40年法律第141号）	
根 拠 条 項	第20条第1項	
根 拠 条 文	市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>上記根拠条文の規定により養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	5日（機関名：保健福祉課健康づくり係）
所 管 部 署	保健福祉課健康づくり係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号505）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	障害年金等の給付	
根 拠 法 令 名	予防接種法（昭和23年法律第68号）	
根 拠 条 項	第15条第1項	
根 拠 条 文	<p>市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>上記根拠条文の規定により当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行うものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	60日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	10日（機関名：北海道）
	協 議 機 関	30日（機関名：厚岸町予防接種健康被害調査委員会）
	処 分 機 関	20日（機関名：保健福祉課健康づくり係）
所 管 部 署	保健福祉課健康づくり係	
備 考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号506)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	介護給付費等の支給	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第19条第1項	
根 拠 条 文	<p>介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第20条の規定により申請があった場合</p> <p>上記根拠条文の規定により厚岸町は障害者、障害児及び保護者と面接のうえ、障害福祉サービス利用の意向及び心身の状況や環境等を調査する。また、介護給付費及び特例介護給付費の支給を受けようとする障害者 (児) については心身の状況・環境等調査の後、市町村審査会において障害支援区分の認定を行う。以上の事項を勘案して要否を決定し支給する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	1日 (機関名：厚岸町障害支援区分等審査会)
	処 分 機 関	30日 (機関名：保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号507)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	支給決定の変更	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第24条第1項	
根 拠 条 文	<p>支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第24条の規定により変更申請があった場合</p> <p>上記根拠条文の規定により変更申請があった場合は、厚岸町は、心身の状況や環境等を調査、勘案し必要と認める場合においては支給決定の変更を行う。また、必要があると認めた場合は障害支援区分の変更を認定を行うことができる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	15日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	1日 (機関名：厚岸町障害支援区分等審査会)
	処 分 機 関	15日 (機関名：保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号508)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	介護給付費又は訓練等給付費の支給	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第29条第1項	
根 拠 条 文	<p>市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービスを行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみ園から障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定により支給する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	40日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	40日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号509)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第30条第1項	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第30条第1項の規定により支給する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	40日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	40日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内の者に限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

- (1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害サービス等を受けたとき。
- (2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われたものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。
 - イ 第43条第1項の厚生労働省令で定める基準又は同条第2項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（支給量の範囲内のものに限る。（以下「基準該当事業所」という。）
 - ロ 第44条第1項の厚生労働省令で定める基準又は同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる施設（以下「基準当該施設」という。）
- (3) その他政令で定めるとき。

様式1 (行政手続法適用：個票番号510)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	介護給付費等の負担額の特例認定	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第31条	
根 拠 条 文	<p>市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認められた支給決定障害者等が受ける次の各号に掲げる介護給付費等の支給について当該各号に定める規定を適用する場合には、これら規定中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めたまた割合」とする。</p> <p>(1) 介護給付費又は訓練等給付費の支給 第29条第3項 (2) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給 前条第2項</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第31条の規定により認定する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号511）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	特定障害者特別給付費の支給	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	
根 拠 条 項	第34条第1項	
根 拠 条 文	市町村は、施設入所支援その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び住居に要した費用（次条第1項において「特定入所費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第34条第1項の規定により支給する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	40日（日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	40日（機関名： 保健福祉課障害福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号512)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	特例特定障害者特別給付費の支給	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第35条第1項	
根 拠 条 文	<p>市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は基準該当施設における特定入所費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第3条第1項の規定により支給する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	40日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	40日 (機関名：保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号513)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	自立支援医療費の支給認定	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第52条第1項	
根 拠 条 文	自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定 (以下「支給認定」という。)を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第53条の規定により申請</p> <p>上記根拠条文の規定により、厚岸町は支給を受けようとする障害者等が、その心身の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して支給認定を行う。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号514)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	自立支援医療費の支給認定の変更	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第56条第1項	
根 拠 条 文	支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定められた事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第56条第1項の規定により変更認定する。</p> <p>上記根拠条文の規定により、厚岸町は申請又は職権により、変更の必要があると認めるときは、支給認定の変更を行うことができる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	15日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	15日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号515)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	自立支援医療費の支給	
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根拠条項	第58条第1項	
根拠条文	市町村は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療 (以下「指定自立支援医療」という。) を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該認定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。	
審査基準の内容	法令で定める基準のとおり 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第58条第1項の規定により支給する。	
標準処理期間	総期間	40日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経由機関	日 (機関名：)
	協議機関	日 (機関名：)
	処分機関	40日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所管部署	保健福祉課障害福祉係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号516)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	療養介護医療費の支給	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第70条第1項	
根 拠 条 文	市町村は、介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第70条第1項の規定により支給する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	40日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	40日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号517)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	補装具費の支給	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	
根 拠 条 項	第76条第1項	
根 拠 条 文	<p>市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請のあった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第76条第1項の規定により支給する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	40日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	40日 (機関名：保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号518)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	受給者証の再交付	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号)	
根 拠 条 項	第16条	
根 拠 条 文	市町村は、受給者証 (法第22条第5項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。) を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再発行の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり 障害福祉サービスの受給者証の再発行に係る申請があった場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第16条の規定により再交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号519)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月6日作成

処 分 名	医療受給者証の再交付	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号)	
根 拠 条 項	第33条第1項	
根 拠 条 文	市町村は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、医療受給者証の再発行の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり 精神通院医療に係る受給者証についての再交付に申請があった場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第33条第1項の規定により交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝祭日は含まれない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課障害福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号520)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	被保険者証の交付	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第12条第3項	
根拠条文	(届出等) 第12条 (略) 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。	
審査基準の内容	(被保険者証の交付) 第26条 市町村は、第1号被保険者並びに第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。 2 第2号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第2号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。))及び被扶養者証を含む。)、組合員証又は加入者証(以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。	
標準処理期間	総期間	7日(土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日(機関名：)
	協議機関	日(機関名：)
	処分機関	7日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号521)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	要介護認定	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第27条第1項	
根拠条文	(要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条1第項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる	
審査基準の内容	(要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。 省令第36条の規定による。 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。	
標準処理期間	総期間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日 (機関名：)
	協議機関	日 (機関名：)
	処分機関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号522)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	要介護認定の更新	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第28条第2項	
根 拠 条 文	(要介護認定の更新) 第28条 2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(要介護認定の更新) 第28条 2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 省略 4 前条(第8項を除く。)の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。 この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。 第3項から第12項まで 省略 【介護保険法施行規則】 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号523)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	要介護状態区分の変更の認定	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第29条第1項	
根拠条文	<p>(要介護状態区分の変更の認定)</p> <p>第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p>	
審査基準の内容	<p>(要介護状態区分の変更の認定)</p> <p>第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第27条及び前条第5項から第8項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。</p> <p>第3項から第12項まで 省略</p> <p>【介護保険法施行規則】</p> <p>第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。</p>	
標準処理期間	総期間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日 (機関名：)
	協議機関	日 (機関名：)
	処分機関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 5 2 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 2 日 作成

処 分 名	要支援認定	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第32条第1項	
根 拠 条 文	(要支援認定) 第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(要支援認定) 第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。 第3項から第12項まで 省略 【介護保険法施行規則】 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号525)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	要支援認定の更新	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第33条第2項	
根拠条文	(要支援認定の更新) 第33条 (略) 2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。	
審査基準の内 容	(要支援認定の更新) 第33条 2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。 4 前条(第7項を除く。)及び第28条第5項から第8項までの規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 第5項及び第6項 省略 (要支援認定) 第32条 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。 第3項から第12項まで 省略 【介護保険法施行規則】 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする	
標準処理期間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日 (機関名：)
	協議機関	日 (機関名：)
	処分機関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号526）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	要支援状態区分の変更の認定	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第33条の2第1項	
根拠条文	<p>(要支援状態区分の変更の認定)</p> <p>第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる</p>	
審査基準の内容	<p>(要支援状態区分の変更の認定)</p> <p>第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。</p> <p>2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	
標準処理期間	総期間	30日（土曜日及び祝日は含まない）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	30日（機関名：保健福祉課介護保険係）
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号527)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	居宅介護サービス費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第41条第1項	
根 拠 条 文	<p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>【介護保険法施行規則】</p> <p>(居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)</p> <p>第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。</p> <p>2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号528）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	地域密着型介護サービス費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第42条の2第1項	
根拠条文	<p>(地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。</p>	
審査基準の内容	<p>(地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。</p>	
標準処理期間	総期間	30日（土曜日及び祝日は含まない）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	30日（機関名：保健福祉課介護保険係）
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号529)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	居宅介護福祉用具購入費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第44条第1項	
根 拠 条 文	(居宅介護福祉用具購入費の支給) 第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。	
審 査 基 準 の 内 容	(居宅介護福祉用具購入費の支給) 第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 【介護保険法施行規則】 (居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合) 第70条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第72条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号530)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	居宅介護住宅改修費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第45条第1項	
根拠条文	<p>(居宅介護住宅改修費の支給)</p> <p>第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。</p>	
審査基準の内容	<p>(居宅介護住宅改修費の支給)</p> <p>第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。</p> <p>2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>【介護保険法施行規則】</p> <p>(居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第74条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p>	
標準処理期間	総期間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日(機関名：)
	協議機関	日(機関名：)
	処分機関	30日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号531)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	居宅介護サービス計画費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第46条第1項	
根 拠 条 文	(居宅介護サービス計画費の支給) 第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。	
審 査 基 準 の 内 容	(居宅介護サービス計画費の支給) 第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。 第2項から第6項 省略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 【介護保険法施行規則】 (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等) 第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号532)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	施設介護サービス費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第48条第1項	
根 拠 条 文	<p>(施設介護サービス費の支給)</p> <p>第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)</p> <p>二 介護保健施設サービス</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(施設介護サービス費の支給)</p> <p>第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)</p> <p>(2) 介護保健施設サービス</p> <p>(3) 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)により行われる介護療養施設サービス(以下「指定介護療養施設サービス」という。)</p> <p>第2項から第6項まで 省略</p> <p>7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第8項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号533)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	高額介護サービス費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第51条第1項	
根拠条文	(高額介護サービス費の支給) 第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。) 又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。	
審査基準の内容	(高額介護サービス費の支給) 第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。) 又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。	
標準処理期間	総期間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日(機関名：)
	協議機関	日(機関名：)
	処分機関	30日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号534)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	高額医療合算介護サービス費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第51条の2第1項	
根 拠 条 文	(高額医療合算介護サービス費の支給) 第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第150条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準とおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名：保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号535)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	特定入所者介護サービス費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第51条の3第1項	
根 拠 条 文	<p>特定入所者介護サービス費の支給)</p> <p>第51条の3 市町村は、要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 指定介護福祉施設サービス 二 介護保健施設サービス 三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 四 短期入所生活介護 五 短期入所療養介護</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者</p> <p>第83条の5 法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)</p> <p>(2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費(法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの</p> <p>(3) 被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数が2以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に90分の10を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、80万円以下であること。</p> <p>ロ イに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公営公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、450万円以下であること。</p> <p>ハ イに規定する世帯主及びすべての世帯員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>ニ イに規定する世帯主及びすべての世帯員について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあつては保険料の、第二号被保険者にあつては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金の滞納がないこと。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	30日(機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号536)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	介護予防サービス費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第53条第1項	
根 拠 条 文	<p>(介護予防サービス費の支給)</p> <p>第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(介護予防サービス費の支給)</p> <p>第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>第2項から第6項まで 略</p> <p>7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第8項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>以下 略</p> <p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条</p> <p>2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p>	
標準 処理 期間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 5 3 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 2 日作成

処 分 名	地域密着型介護予防サービス費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第54条の2第1項	
根 拠 条 文	<p>(地域密着型介護予防サービス費の支給)</p> <p>第54条の2 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	30日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号538)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	介護予防福祉用具購入費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第56条第1項	
根拠条文	(介護予防福祉用具購入費の支給) 第56条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。	
審査基準の内容	第56条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。 2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 【介護保険法施行規則】 (介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合) 第89条 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第91条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。	
標準処理期間	総期間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日(機関名：)
	協議機関	日(機関名：)
	処分機関	30日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 5 3 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 2 日作成

処 分 名	介護予防住宅改修費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第57条第1項	
根拠条文	(介護予防住宅改修費の支給) 第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。	
審査基準の内容	(介護予防住宅改修費の支給) 第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 【介護保険法施行規則】 (介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合) 第93条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。	
標準処理期間	総期間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日(機関名：)
	協議機関	日(機関名：)
	処分機関	30日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1（行政手続法適用：個票番号540）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	介護予防サービス計画費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第58条第1項	
根拠条文	<p>(介護予防サービス計画費の支給)</p> <p>第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。</p>	
審査基準の内容	<p>第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>第2項から第6項 省略</p> <p>7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第41条</p> <p>2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>以下 略</p>	
標準処理期間	総期間	30日（土曜日及び祝日は含まない）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	30日（機関名：保健福祉課介護保険係）
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号541)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	高額介護予防サービス費の支給	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第61条第1項	
根 拠 条 文	(高額介護予防サービス費の支給) 第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	30日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

審査基準
の 内 容

(高額介護予防サービス費の支給)

第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

【介護保険法施行令】

(高額介護予防サービス費)

第29条の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第60条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が37,200円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から37,200円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が37,200円を超えるときは、当該得た額から37,200円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が15,000円を超えるときは、当該得た額から15,000円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

5 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「37,200円」とあるのは、「24,600円」とする。

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第7項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2第2項及び第2項中「37,200円」とあるのを「24,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの6 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2第2項及び第2項中「37,200円」とあるのを「15,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「37,200円」とあるのは、「15,000円」とする。

7 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額が、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額とする。

8 居宅要支援被保険者が法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。

10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第2項から前項までの規定は、適用しない。

11 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める

様式1 (行政手続法適用：個票番号542)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	高額医療合算介護予防サービス費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	高額医療合算介護予防サービス費の支給	
根拠条文	(高額医療合算介護予防サービス費の支給) 第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。	
審査基準の内容	法令で定める基準とおり	
標準処理期間	総期間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日(機関名:)
	協議機関	日(機関名:)
	処分機関	30日(機関名: 保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号543)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	特定入所者介護予防サービス費の支給	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第61条の3第1項	
根拠条文	<p>(特定入所者介護予防サービス費の支給)</p> <p>第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 介護予防短期入所生活介護 二 介護予防短期入所療養介護</p>	
審査基準の内容	法令で定める基準のとおり	
標準処理期間	総期間	30日(土曜日及び祝日は含まない)
	経由機関	日(機関名：)
	協議機関	日(機関名：)
	処分機関	30日(機関名：保健福祉課介護保険係)
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

様式1（行政手続法適用：個票番号544）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者の指定	
根拠法令名	介護保険法	
根拠条項	第78条の2第1項	
根拠条文	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定)</p> <p>第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>	
審査基準の内容	別紙のとおり	
標準処理期間	総期間	30日（土曜日及び祝日は含まない）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	30日（機関名：保健福祉課介護保険係）
所管部署	保健福祉課介護保険係	
備考		

別紙

審査基準
の 内 容

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が29人以下であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

同条第4項4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、第78条の4第2項又は第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の2 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第79条第2項第4号の2、第115条の12第2項第5号の2及び第115条の22第2項第4号の2において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第79条第2項第4号の2、第115条の12第2項第5号の2及び第115条の22第2項第4号の2において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況

その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はへ(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあっては、次のイからハマで、ホ又はへ)のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第5号又は前号に該当する者

ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第79条第2項第8号ハ、第86条第2項第7号ハ、第115条の12第2項第9号ハ及び第115条の22第2項第8号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第79条第2項第8号ハ、第86条第2項第7号ハ、第115条の12第2項第9号ハ及び第115条の22第2項第8号ハにおいて同じ。)を引き続き滞納している者

ニ 第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないもの

ホ 第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものへ第7号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの同条第5項5 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことができる。

- (1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老

人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(1)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(1)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき

(2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(2)の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものロ 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの(4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 5 4 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 2 日作成

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第78条の12	
根 拠 条 文	(準用) 第78条の12 第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第四42条の2第1一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。	
審 査 基 準 の 内 容	(指定の更新) 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号546）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	介護保険法 第115条の12第1項	
根 拠 条 文	<p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)</p> <p>第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名：保健福祉課介護保険係）
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

審査基準
の 内 容

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

(3) 申請者が、第115条の14第2項又は第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

(4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

(5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5)の2 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

(6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(7) 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する

日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(9) 申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はへ(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はへ)のいずれかに該当する者があつたとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第5号又は前号に該当する者

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

ニ 第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

ホ 第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

へ 第7号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの3 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしないことができる。

(1) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(1)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(1)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

(2) 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(2)の2 申請者が、第115条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の19の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があつたとき。

イ 第115条の19第2号から第5号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

ロ 第2号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 5 4 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 2 日作成

処 分 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第115条の21	
根 拠 条 文	(準用) 第115条の21 第70条の2の規定は、第54条の2第1項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
審 査 基 準 の 内 容	(指定の更新) 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号548)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	指定介護予防支援事業者の指定	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第115条の22第1項	
根 拠 条 文	(指定介護予防支援事業者の指定) 第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

別紙

<p>審査基準 の内容</p>	<p>(指定介護予防支援事業者の指定) 第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。 (3) 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。 (4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (4)の2 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 (5) 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任とすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 (5)の2 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。 ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 (6) 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 (6)の2 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 (7) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 (8) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ロ 第4号又は前号に該当する者 ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者 ニ 第115条の29の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの ホ 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの</p>
---------------------	--

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 5 4 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 2 日作成

処 分 名	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	
根 拠 法 令 名	介護保険法	
根 拠 条 項	第115条の31	
根 拠 条 文	(準用) 第115条の31 第70条の2の規定は、第58条第1項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
審 査 基 準 の 内 容	(指定の更新) 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号550)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	被保険者証の再交付	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則	
根 拠 条 項	第27条第1項	
根 拠 条 文	(被保険者証の再交付及び返還) 第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	(被保険者証の再交付及び返還) 第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (1) 氏名、性別、生年月日及び住所 (2) 再交付申請の理由 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 保健福祉課介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号551）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	特定入所者の負担限度額の認定	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則	
根 拠 条 項	第83条の6	
根 拠 条 文	<p>(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する旨</p> <p>(2) 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地</p> <p>(4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日</p> <p>(5) 被保険者証の番号</p>	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名： 保健福祉課介護保険係）
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号552）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	負担限度額認定証の再交付	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則	
根 拠 条 項	第83条の6第7項	
根 拠 条 文	<p>(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6</p> <p>7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 再交付申請の理由</p>	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：保健福祉課介護保険係）
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号553）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8日作成

処 分 名	子どものための教育・保育給付の認定	
根 拠 法 令 名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	
根 拠 条 項	第20条第1項	
根 拠 条 文	<p>前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定により子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第2条の規定による申請があった場合</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第2条第2項による添付書類により確認し、認定する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名： 保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1 (行政手続法適用：個票番号554)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8日作成

処 分 名	施設型給付費の支給	
根 拠 法 令 名	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)	
根 拠 条 項	第27条第1項	
根 拠 条 文	<p>市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第27条第1項の規定による申請があった場合</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年府令第44号) 第18条により給付を行なう。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名： 保健福祉課児童福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号555）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8日作成

処 分 名	特例施設型給付費の支給	
根 拠 法 令 名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	
根 拠 条 項	第28条第1項	
根 拠 条 文	市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項の規定による申請があった場合 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第23条により給付を行なう。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名：保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号556）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8日作成

処 分 名	地域型保育給付費の支給	
根 拠 法 令 名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	
根 拠 条 項	第29条第1項	
根 拠 条 文	<p>市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定による申請があった場合</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第25条により給付を行なう。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名： 保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号557）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8日作成

処 分 名	特例地域型保育給付費の支給	
根 拠 法 令 名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	
根 拠 条 項	第30条第1項	
根 拠 条 文	市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用又は第四号に規定する特例保育(第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るもの)にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項の規定による申請があった場合 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第27条により給付を行なう。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名： 保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号558）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8日作成

処 分 名	特定教育・保育施設の確認	
根 拠 法 令 名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	
根 拠 条 項	第31条第1項	
根 拠 条 文	<p>第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第29条の規定による申請があった場合</p> <p>申請と子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第29条に定める添付書類により確認を行なう。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名：保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号559）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 8日作成

処 分 名	特定地域型保育事業者の確認	
根 拠 法 令 名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	
根 拠 条 項	第43条第1項	
根 拠 条 文	<p>第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第39条の規定による申請があった場合</p> <p>申請と子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）第39条に定める添付書類により確認を行なう。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名： 保健福祉課児童福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係	
備 考		